

# 「首都圏の熊本県出身学生ネットワーク創出支援事業」業務委託に係る プロポーザル実施要領

## 1 委託名

「首都圏の熊本県出身学生ネットワーク創出支援事業」業務

## 2 目的

令和7年国勢調査による「熊本県人口（速報値）」によると、本県の人口は前回調査から60,211人減少しており、平成12年以降減少傾向が続いている。また、一部の市町村では人口増加がみられるものの、県内45市町村のうち38市町村で人口減少が進行している状況にある。

人口減少は、地域産業を支える労働力不足や地域経済の縮小を招くほか、地域コミュニティの維持や行政サービスの提供にも影響を及ぼすことが懸念されている。

このため、本県ではUターンや移住・定住の促進に向けて若者層をターゲットとした取組みを強化するとともに、移住・定住に限らない熊本県との多様な関わり方である「関係人口」の創出・拡大に取り組んでいる。

このような中、東京事務所においては、進学を機に首都圏へ転出した若者を対象として、Uターン就職促進に向けた情報発信等を実施しているが、熊本県出身学生との接点の確保や情報把握が難しく、効果的なアプローチが課題となっている。

そこで、首都圏の熊本県出身学生等が、学生同士や熊本県ゆかりの関係者等との交流を通じてネットワークを形成し、熊本との継続的なつながりを深める機会を創出することで、関係人口の創出・拡大を図るとともに、将来的なUターン促進につなげることを目的として、本業務を実施する。

## 3 委託内容

別添「首都圏の熊本県出身学生ネットワーク創出支援事業」業務委託仕様書のとおり

## 4 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月1日（月）まで

## 5 委託額

1,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。  
但し、提示額は契約時の予定価格を示すものではないため留意すること。

## 6 実施スケジュール

- |                   |                     |            |
|-------------------|---------------------|------------|
| (1) 告示（熊本県ホームページ） | 令和8年（2026年）6月10日（水） | 予定         |
| (2) 参加申込書提出期限     | 〃                   | 6月17日（水）正午 |
| (3) 参加資格審査結果通知    |                     | 速やかに実施     |

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| (4) 企画提案書提出期限     | 令和8年(2026年)6月24日(水)正午 |
| (5) 審査(書類審査)      | 〃 6月25日(木)            |
| (6) 審査結果通知        | 速やかに実施                |
| (7) 委託契約内容協議・契約締結 | 〃                     |

## 7 参加資格

以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること
  - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをされた者
  - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者
- (4) 都道府県税、消費税及び地方消費税並びに熊本県と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の未納がないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 8 参加申込書及び企画提案書の提出

- (1) 参加申込書及び会社概要等
 

本プロポーザル選考に有する参加資格を確認するため、次の資料を提出すること。  
ただし、現在、熊本県の入札参加資格を有している者は、下表③から⑥までの書類

を省略することができる。その場合、(様式1)にある「※入札参加資格」欄に該当する登録番号を記入すること。

#### ア 提出書類

	書類名	内容説明
①	プロポーザル参加申込書 (様式1)	
②	会社概要 (様式2)	「事業内容」「組織概要」「会社の沿革」「その他参考となる事項」は、記入する代わりに、パンフレット等既存の資料の添付で可。
③	登記事項証明書	・ 3か月以内に発行されたもの ・ 証明書の種類：履歴事項全部証明書 ・ 発行所：法務局
④	消費税及び地方消費税の納税証明書(3か月以内に発行されたもの)	・ 証明書の種類：消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書(その3)若しくは(その3の3)
⑤	都道府県税の納税証明書 (3か月以内に発行されたもの)	【文章による証明が発行できる場合】 ・ 証明書の種類：都道府県税について未納(滞納)がないという旨の証明書 ・ 発行所：本社所在地の都道府県
		【金額による証明のみ発行できる場合】 ・ 証明書の種類：法人都道府県民税、法人事業税・特別税の納税証明書 ・ 証明対象期間：直近事業年度分 ・ 発行所：本社所在地の都道府県
⑥	委任状 (様式は任意)	・ 本店の代表者から支店長等へ契約行為の権限を委任する場合のみ提出

#### イ 提出方法

- ① 提出部数                    1部
- ② 提出方法                    持参又は郵送(配達証明に限る)
- ③ 提出先  
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3  
熊本県東京事務所 総務課 (Tel: 03-5212-9084)
- ④ 提出期限：令和8年(2026年)6月17日(水)正午必着  
※郵送の場合は、提出期限日までに必着

## (2) 企画提案書

企画提案書は、原則としてA4左綴じのクリップ止め（テープ等で止めない。）とし、次の手順で編纂すること。

なお、提案者名は提案書の表紙以外には記入しないこと。

### ア 提出書類

項目	様式等
表紙（提案書）	様式3
提案 ① 事業目的の実施方針 ② 学生募集及びネットワーク形成手法 ③ 学生参画・伴走支援 ④ 交流会の企画・実施方法 ⑤ 作業計画	A4任意
実施体制 ① 本業務の責任者（所属・職氏名・主な業務経歴など） ② 体制図（スタッフの役割、職務遂行能力、実績など） ③ 直近3年間の本業務と類似する業務実績を評価できる資料、従事予定者の経験・能力を評価できる資料	A4任意
持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例に基づく取組み	様式4
見積書 ・ 業務項目ごとに費用の内訳及び積算根拠が分かるよう記載すること。 ・ 消費税及び地方消費税の金額を算出し、上記と合わせて合計金額を記載すること。 ・ 担当者名（社名等を含む）は記載しないこと。	A4任意
その他（利害関係の開示） ・ 提案者は、連携予定団体との役員兼任、資本関係、継続的取引関係等がある場合は、提案書に記載すること。 ・ なお、開示したことのみをもって失格とはしない	A4任意

### イ 提出方法

- ① 提出部数 4部（正本1部、副本3部）
- ② 提出方法 持参又は郵送（配達証明に限る）
- ③ 提出先 〒102-0093

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階

④ 提出期限

令和8年（2026年）6月24日（水）正午必着

※郵送の場合は、期限内に必着

(3) 参加資格がないと認められた場合

- ア 企画提案参加資格の確認については、参加申込書等の提出期限を持って行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む。）については、書面により速やかに通知する。
- イ 参加資格がない旨の通知を受けた者は、6月19日（金）までに、知事に対して、参加資格がないと認めた理由について、書面（A4任意）により説明を求めることができる。
- ウ 知事は、説明を求められたときは、6月23日（火）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(4) 企画提案書を無効とする場合

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある

- エ 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき
- オ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- カ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- キ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき
- ク その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき

(5) 提出された企画提案書の取扱い

- ア 一度提出のあった書類については、追加、差替え及び再提出は原則として認めない
- イ 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない
- ウ 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする
- エ 県は、提案書の審査及び説明のため写しを作成、使用することがある
- オ 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある

(6) 注意事項

事業実施においては、提案内容をベースに実施することとするが、内容について協議のうえ、変更する場合がある。

## 9 審査会（書類審査）

（１） 企画提案書の提出期限終了後、審査会において、評価項目に基づき提案書等に記載された内容を審査し、委託候補者を一者選定する。

なお、必要に応じて電話によるヒアリングを行う。

選考結果については、提案書記載の住所あて文書にて通知する。

（２） 選考のポイント

選考に当たっては、次の評価項目について審査を行う。

審査項目	評価項目	配点
事業目的の理解・企画案等 (配点60点)	ア 事業目的の理解 ・ 学生主体の企画運営及びネットワーク形成の趣旨を十分理解しているか	10
	イ 学生募集・ネットワーク形成手法 ・ 企画運営学生及び当日参加学生の募集方法が具体的か ・ 大学、県人会、同窓会等との連携方法が具体的か ・ 目標人数の確保に実現性があるか ・ 交流会後も関係が継続する仕組みがあるか	20
	ウ 学生参画・伴走支援 ・ 学生が主体的に企画・運営できる仕組みがあるか ・ ファシリテーション方法が具体的か ・ 企画運営学生への伴走支援内容が充実しているか	15
	エ 交流会企画・実施内容 ・ 学生同士及び関係者との交流促進が期待できるか ・ 熊本とのつながりを感じられる内容となっているか ・ 熊本県産品の活用やPR手法に工夫があるか	10
	オ 作業計画 ・ 準備から報告書作成までスケジュールが具体的かつ実現可能か	5
実施体制等 (配点30点)	ア 実施体制及び実現性 ・ 業務遂行体制が整備されているか ・ 役割分担が明確か ・ 類似事業の実績があるか ・ 学生支援、交流会運営、アンケート分析、報告書作成を確実に実施できるか	20
	イ 情報発信・成果整理能力 ・ 活動過程の情報発信手法が具体的か ・ アンケート分析能力が期待できるか	10

概算経費（配点5点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積額は妥当か</li> <li>・費用対効果が高いか</li> <li>・経費節減の工夫があるか</li> </ul>	5
持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例に基づく取組み（配点5点）	以下①～⑤の項目各1点（該当するごとに加算） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 熊本県ブライト企業の認定を受けているか</li> <li>② 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか、または、協力雇用主登録制度に登録しているか</li> <li>③ 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または、森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか</li> <li>④ 熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか</li> <li>⑤ 熊本県SDGs登録制度に登録しているか、または、パートナーシップ構築宣言に登録しているか</li> </ul>	5

### （3） 審査会

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、選考委員は、熊本県東京事務所の中から業務の関連を考慮し3人を選出する。

ア 審査会では、提案書の内容を上記（2）の評価項目に基づき審査し、最高得点者を委託候補者として選定する

イ 選考委員の持ち点は各100点とし、合計点は100点×3人＝300点とするまた、最低基準を150点とするとともに、最低基準を満たした者がいなかった場合は、委託候補者該当なしとして再度公告する

ウ 最高得点で、同点の企画が複数出た場合、1位を選定した選考委員の多い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。さらに、同点の場合は、選考委員の多数決により決定する

エ 委託候補者が、「7 参加資格」に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を委託候補者とする

オ 審査後、選考結果のみ通知し、採点結果は公表しない

## 10 参加者が1者である場合の措置

（1） 参加する者が1者であっても、審査会を実施する。

（2） 参加する者がいなかった場合、再度公告する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。なお、再度公告し、参加申込者が1者以上の場合、審査会を実施するものとする。

## 11 関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

## 12 その他

### (1) 委託契約の締結

県は、委託候補者と協議を行い、契約条件を確認の上、改めて見積書を徴取し、予算額の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約について協議する。

### (2) 契約保証金

契約に当たっては、熊本県会計規則第77条の定めるところにより、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。

ただし、熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合は、免除とし、具体的には、次のとおりとする。

ア 保険会社との間に熊本県を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を、数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

### (3) 注意事項

ア 一度提出のあった書類については、原則として差替えを認めない

イ 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない

ウ 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする

エ 受託者選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある

オ 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある

カ 企画案に関しては、業務として採用されないこともある点に十分注意いただき、関係者とトラブルがないようにすること

キ 本業により作成した成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとする

ク 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある

- ① 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき
- ② 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- ③ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ④ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき
- ⑤ その他、審査を行うに当たって不相当と認められるとき

ケ 本業務の契約に際しては、別記「個人情報取扱特記事項」及び労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令を遵守すること

コ 本事業の実施について、この要項に定めるもののほか、必要に応じて別に定める

## 13 所管

熊本県東京事務所 総務課

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階

電話：03-5212-9084

FAX：03-5212-9085